

吸収分割に関する事後開示書面

(吸収分割に関する事後備置書面)

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 7 月 1 日

株式会社インフォネット
株式会社アイアクト

2025年7月1日

各位

吸収分割に関する事後開示書類

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
株式会社インフォネット
代表取締役社長 古宿 智

東京都千代田区大手町一丁目5番1号
大手町ファーストスクエアウエストタワー2F
株式会社アイアクト
代表取締役社長 西原 中也

株式会社インフォネット（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）及び株式会社アイアクト（以下、「吸収分割会社」といいます。）は、令和7年3月31日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を令和7年7月1日として、吸収分割会社が、Webコミュニケーション部の行う事業、MPC室の行う事業を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関して会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

本吸収分割は、2025年7月1日に効力を生じました。

2. 吸収分割会社における法定手続の経過

（1）会社法第784条の2の規定（吸収分割の差止請求）による手続の経過

会社法第784条第2項に規定される簡易分割に該当する場合のため、同法第784条の2ただし書きにより、該当事項はありません。

（2）会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続経過

会社法第784条第2項に規定される簡易分割に該当する場合のため、同法第785条第1項第2号および同条第3項ただし書きにより、該当事項はありません。

（3）会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）会社法第789条の規定（債権者の異議）による手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における各手続きの経過

（1）会社法第796条の2の規定（吸収分割の差止請求）による手続の経過

会社法第796条第2項本文に規定される簡易分割に該当する場合のため、同法第796条の2ただし書きにより、該当事項はありません。

（2）会社法第797条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第797条の規定に基づき、2025年5月15日付の電子公告により、株主に対して公告を行いましたが、吸収分割承継会社に対しての株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第799条の規定（債権者の異議）による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項および第3項に基づき、2025年5月15日付の官報および電子公告により、債権者に対して公告を行いましたが、債権者から異議の申述はありませんでした。

4. 本件吸収分割により吸収承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収承継会社は、本吸収分割の効力発生日である2025年7月1日をもって、吸収分割会社のWebコミュニケーション部の行う事業、MPC室の行う事業に関する権利義務を本件契約の定める範囲において承継いたしました。

5. 吸収分割に関する変更登記をした日

本分割の効力発生日である 2025 年 7 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上